

中小企業への対応について

1. 中小企業への対応に係る検討項目について

第 15 回弁理士制度小委員会（以下「第 15 回小委」という。）において、弁理士制度見直しの方向性のうち、中小企業への対応の観点からは以下の 3 点について検討すべきとされた。

- (ア) 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化
- (イ) 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上
- (ウ) 中小企業支援に関与する他機関・他専門家と弁理士との連携強化

2. 問題の所在と対応案

(ア) 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化

①問題の所在

第 15 回小委の資料 5 と参考資料 2 において示したように、特許庁が令和 2 年 5 月に実施した調査によれば、企業が「経営や事業を踏まえた知財推進」について弁理士に依頼するには、弁理士のスキル向上が必要であるとの指摘がなされている。また、当該調査によれば、中小企業支援機関（各地方局、自治体）も弁理士に知的財産に関するコンサルティング能力（以下「知財コンサル能力」という。）を期待している。

一方で、当該調査によると、弁理士の 55%が知財コンサル能力に課題を感じており、そのうち 70%はその能力を身に付けたいと考えているが、知識経験の身に付け方や、そういった場がないといった点に課題を感じている。

②対応案

一般的に、コンサルティングに必要な能力は実務経験を通じて習得されるものであると考えられている。外国の弁理士に対する特許庁調査（令和 2 年）でも、コンサルティングに必要な能力は、大学での教育プログラムなどの体系的な施策ではなく、実際のサービス提供経験を通じて身に付けることが有効であるとの回答が得られている。したがって、弁理士が実務経験を通じて知財コンサル能力が身に付けられるよう、弁理士が中小企業支援の現場で経験を積む機会を増やすための取組を進めることが必要であるといえる。具体的には、知財コンサル能力の習得を望む弁理士が、コンサルティング経験の豊富な弁理士や他専門家とともに中小企業支援の現場での実務経験を積む機会を増やしていくことが適切であると考えら

れる。

また、弁理士が個々の中小企業の実態に即した支援を行うためには、中小企業が事業展開をしていく上で必要な各種支援制度に関する知識が求められることから、弁理士が中小企業支援制度等に関する知識を習得する機会を設けることも必要であるといえる¹。具体的には、特許庁や中小企業庁が行っている中小企業支援施策や、中小企業庁が事務局を務める知的財産取引検討会において検討中である、中小企業の知的財産の適切な保護を目的としたガイドラインや契約書ひな形（NDA や共同開発契約書等）などについて、弁理士に対する周知や啓発を図っていくことが適切であると考えられる。

（イ）弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

①問題の所在

第 15 回小委の資料 5 と参考資料 2 において示したように、特許庁が令和 2 年 5 月に実施した調査によれば、中小企業支援機関からは、更なる弁理士スキルの見える化や中小企業支援弁理士のリスト化の期待が示されている。

また、弁理士は大都市圏に集中しているため、弁理士の数が少ない地域においては、中小企業が自身のニーズに合った弁理士、例えば特定の技術分野を得意とする弁理士が近くにいないといった物理的な制約も存在する。実際、近くに相談することができる弁理士がいないため、地方の中小企業が大都市圏の弁理士に相談をするといった事例も存在している。

②対応案

弁理士は大都市圏に集中しているという物理的な制約を緩和し、弁理士へのアクセス性やマッチング機能を向上させる対応として、オンラインでのアクセスを充実させることが考えられる。

オンラインでの弁理士への相談等の手段を拡充することで、大都市圏以外の中小企業も多く弁理士にアクセスすることが可能となり、自身のニーズに合致した弁理士を選ぶことが容易となる。一方で、オンラインで弁理士に相談等を行う場合、円滑なコミュニケーションの取り方や情報漏洩対策など、対面での相談ではあまり意識されなかった新たな課題が生じることが想定される。

¹ 令和 2 年 11 月 11 日に実施された日本弁理士会主催の弁理士向け研修「知っておきたい公的機関の中小企業支援施策」において、中小企業庁により中小企業支援施策が紹介された。

したがって、弁理士へのオンラインによるアクセス性やマッチング機能の向上を図るにあたり、オンラインで行う相談業務等に関するガイドラインを策定するなどして、中小企業等のユーザーが安心して弁理士にオンラインで相談等が行える環境の整備を進めることが適切であると考えられる。また、リスト化等により、当該ガイドラインを遵守している弁理士をユーザーが容易に把握できる仕組みを導入することも必要であると考えられる。

(ウ) 中小企業支援に関与する他機関・他専門家と弁理士との連携強化

①問題の所在

第15回小委の資料5において示したように、中小企業支援機関からは、自身と弁理士の連携に加え、金融機関、商工会議所等、中小企業支援に関与する他機関・他専門家と弁理士との連携強化を望む声が上がっている。加えて、中小企業支援経験のある弁理士からも、そのような他機関・他専門家との連携強化を要望する声が上がっている。

また、第15回小委で指摘があったように、アンケート調査や支援事業において特許庁や日本弁理士会がアクセスできる中小企業は過去に産業財産権を出願した中小企業などのように、既に知的財産に関して何かしらの認識を持っている中小企業に限られている。一方で、優れた技術やアイデアを有するにもかかわらず、それらを知的財産に結びつけるための気づきを得る機会がないために、知的財産や弁理士を活用するに至っていない中小企業は依然として多く存在していると考えられる。

したがって、他機関・他専門家との連携を進めるうえで、知的財産と接点のない中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズをどのように掘り起こしていくかが重要であるといえる。

②対応案

特許庁や日本弁理士会が直接アクセスすることが難しい中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズを掘り起こすため、中小企業支援に関与する他機関・他専門家のネットワークを通じて、中小企業が自身の優れた技術やアイデアを知的財産に結びつけるための気づきを得る機会を提供することが適切であると考えられる。

新たな試みとして、特許庁は中小企業支援に携わる者や経営者が知的財産に関する気づきを得られやすくすることを目的に、日本弁理士会を交えた中小企業庁や独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携を推進し

ており、いくつかの具体的な取組につなげている²。中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズを掘り起こしていくには、これらの取組の効果を評価したうえで、これらの取組を効果的に実施し、継続発展させていくことが必要であると考えられる。そのためには、日本弁理士会及び経済産業省内の関係部署の間の緊密な連携の下での十分な情報共有及び円滑な連絡調整がされることが不可欠であり、これら関係者の間で定期的に情報・意見交換を実施していくことが適切であると考えられる。

また、他機関や他専門家との効果的な連携を行っていくためには、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館が行っている知財総合支援窓口や日本弁理士会が行っている知財キャラバンなど、特許庁や日本弁理士会の中小企業支援の取組について見直しを行っていくことも必要であると考えられる。

(以上)

² 令和2年度よろず支援拠点(中小企業や小規模事業者からの経営上のあらゆる相談に応えるために国が全国に設置した無料の経営相談所)全国研修会(秋)にて弁理士業務を紹介(令和2年10月22日実施済)、中小企業大学校での中小企業経営支援者向けオンラインセミナー(令和2年12月7日実施予定)

(参考)

中小企業庁・中小企業基盤整備機構との連携強化

<意見交換>

<日本弁理士会によるアクション>

<今後>

検討事項（ア）（弁理士の知識・能力の強化）に対応するもの

①

【3者会合（10月2日）】
特許庁
中小企業庁
日本弁理士会



弁理士向け研修
「中小企業支援と活用できる施策」（11月11日実施済）



第2回の研修開催に向け調整予定

検討事項（ウ）（他機関・他専門家と弁理士との連携強化）に対応するもの

①

【3者会合（8月25日）】
特許庁
中小企業庁
日本弁理士会



令和2年度よろず支援拠点全国研修会（秋）にて弁理士業務を紹介（10月22日実施済）



各地域のニーズ等を分析中（研修会后、日本弁理士会が22のよろず支援拠点と意見交換を実施済）

②

【3者会合（9月3日）】
特許庁
中小企業庁
日本弁理士会



日本弁理士会×中小企業大大学校
webオンラインセミナー（12月7日実施予定）



アンケート結果等を踏まえ、更なる取組の推進を図る予定

③

【3者会合（10月14日）】
特許庁
中小企業基盤整備機構
（中小企業大大学校）
日本弁理士会

